

## リーディングDXスクール事業（令和6年度補正予算）実施要項（案）

令和7年3月〇日  
文部科学大臣決定

### 1. 事業概要

全ての都道府県及び政令指定都市において、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた優れた実践の創出、普及・展開の拠点となる学校を指定し、当該学校において1人1台端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出・モデル化し、互いの実践からの相互学習を強く推奨しつつ校種を超えて横展開することにより、全国全ての学校における教育活動の高度化を図る。

### 2. 事業の委託

文部科学省は、採択した事業実施事業者（以下「事業実施団体」という。）に本事業の実施を委託する。事業実施団体は、事例を創出・普及・展開の拠点となる指定校を公募・選定し、事例創出に係る実施内容を再委託する。

### 3. リーディングDXスクール事業指定校の指定

- (1) 本事業における指定を希望する学校を所管する教育委員会は、事業実施団体にリーディングDXスクール事業応募申請書（以下「応募申請書」という。）を提出するものとする。
- (2) 事業実施団体は、応募申請書を審査し、適切と認めるときは当該学校をリーディングDXスクール事業指定校（以下、「指定校」という。）に指定する。

### 4. 事業の運営

- (1) 文部科学省は、本事業を実施する事業者を選定するために必要な審査及び評価等を行うため、審査委員会を開催する。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施状況について、事業実施団体及び事業実施団体が連携する学校に対して聴取及び実地調査をすることができる。

### 5. 研究開発の実施

指定校が事業の実施に当たり、デジタル学習基盤を活用した授業実施に向け、情報活用能力の育成に向けた指導を重点的に実施し、これに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るために必要がある場合には、文部科学省は、当該学校を、学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1

項において準用する場合を含む。)、第85条(同規則第108条第2項において準用する場合を含む。)及び第132条の規定に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことができる学校として指定することができる。

- (1) 本事業における指定を希望する学校が、教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施して研究開発することを希望する場合には、文部科学省に申請書を提出する。その申請に関する手続きは、別に定める「「リーディングDXスクール事業(令和6年度補正予算)」教育課程の基準の特例の申請要領」によるものとする。
- (2) 文部科学省は、「リーディングDXスクール事業(令和6年度補正予算)」教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施申請書に記載された特別の教育課程編成・実施計画を審査し、本事業趣旨に照らし適切と認められる場合に指定を行う。
- (3) 学校が事業終了後も(2)により認められた教育課程の基準によらない教育課程の編成、実施して研究開発を行うことを希望する場合は、事業終了後一年度間に限り、文部科学省が別に定める方法により、文部科学省に申請書を提出することにより、引き続き、教育課程の基準によらない教育課程の編成、実施して研究開発を行うことができる学校として指定を受けることができる。

## 7. 委託の期間

事業実施団体の委託の期間は、令和8年3月31日までとする。

## 8. 実績の報告及び活用

- (1) 事業実施団体は、本事業における成果・実績を文部科学省に報告するものとする。
- (2) (1)により報告された実績については、文部科学省においてその集録を編集し、一部または全部を修正し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。

## 9. 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、事業の実施が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断するときは、本事業における審査委員会の意見を聴いて、委託の取消を含めた必要な措置を講ずる。

「リーディングDXスクール事業（令和6年度補正予算）」  
教育課程の基準の特例の申請要領（案）

1. 申請の対象

- (1) リーディングDXスクール事業の指定校のうち、現行教育課程によらない教育課程の編成・実施を希望する学校を対象とする。
- (2) 本事業の実施に当たり、デジタル学習基盤を活用した授業実施に向け、情報活用能力の育成に向けた指導を重点的に実施を行う場合について申請することができる。

2. 申請書類の作成

- (1) 申請に係る提出資料は、本申請要領の別紙様式に基づき、該当するものを作成すること。
- (2) 未記入の項目がないよう十分留意して作成し、提出すること。

3. 申請に係る書類の提出

- (1) 教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を希望する場合には、必要な書類をリーディングDXスクール事業の応募申請書類と合わせて事業事務局に提出すること。
- (2) 提出する際の zip ファイル名は「教育課程特例\_都道府県番号（都道府県名）\_〇〇立〇〇中学校」のようにすること。  
※ 電子媒体での提出資料は、1つにまとめたファイルをPDF形式で提出することと合わせて、個別のファイルを原則ワード、エクセル、パワーポイント形式で提出すること（PDFファイルは、（スキャン等せず）文字検索ができる状態にすること。）。

(3) 提出期限

令和7年3月17日（月）12時（必着）

<留意事項>

- ※ 提出期限は厳守のこと。提出後は、資料の差替えや再提出は認められない。なお、事業事務局への提出をもって文部科学省への提出とみなすこととする。
- ※ 追加資料の提出を求める場合がある。

4. その他

- (1) 文部科学省は指定校の取組の成果を把握し評価するため、指定校に対して、在校生、教師、保護者等を対象とした意識調査、追跡調査等の調査の協力、実施、

結果の報告等を依頼することがある。

- (2) 実施計画においてあらかじめ認められた教育課程の基準の特例以外に、教育課程の基準によらない取組を行っていた場合には、文部科学省は、実施要項の9. に定めるところにより、指定校の解除を含めた必要な措置を講ずる。

5. 本件に関する問合せ先

文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム  
情報教育振興室情報教育振興第一係（荒川、太齋）

Tel 03-5253-4111（内線 2090） E-mail [digital-pt@mext.go.jp](mailto:digital-pt@mext.go.jp)